

平成23年3月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(行ウ)第5号 不当利得金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年10月26日

判

決

[Redacted]

原

告

[Redacted]

[Redacted]

原

告

[Redacted]

[Redacted]

原

告

[Redacted]

[Redacted]

原

告

[Redacted]

[Redacted]

原

告

[Redacted]

[Redacted]

原

告

[Redacted]

[Redacted]

原

告

[Redacted]

[Redacted]

原

告

[Redacted]

[Redacted]

原

告

[Redacted]

[Redacted]

原

告

[Redacted]

上記10名訴訟代理人弁護士

今

瞭

美

同

今

重

一

同  
同

小 西 憲 臣  
市 川 守 弘

釧路市黒金町7丁目5番地

被 告  
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士  
同  
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

釧路市長 蝦 名 大 也  
笠 井 真 一  
伊 藤 明 日 佳  
中 井 拓 人

釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市議会事務局内

同 補 助 参 加 人

阿 寒 ク ラ ブ

(以下「参加人阿寒クラブ」という。)

同 代 表 者 清 算 人

同 所

同 補 助 参 加 人

音 別 会

(以下「参加人音別会」という。)

同 代 表 者 清 算 人

同 所

同 補 助 参 加 人

市 民 連 合 議 員 団

(以下「参加人市民連合議員団」という。)

同 代 表 者 清 算 人

同 所

同 補 助 参 加 人

自 由 新 政 ク ラ ブ

(以下「参加人自由新政クラブ」という。)

同 代 表 者 清 算 人

上記4名訴訟代理人弁護士  
同 所

小 笠 原 寛

同 補 助 参 加 人

公 明 党 議 員 団

(以下「参加人公明党議員団」と  
いい、被告補助参加人らを「参加  
人ら」と総称する。)

同 代 表 者 清 算 人

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

同

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

久 保 田 庸 央

荒 井 剛

青 木 一 志

### 主 文

- 1 被告は、参加人阿寒クラブに対し、55万8800円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、参加人音別会に対し、49万0200円を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、参加人市民連合議員団に対し、53万0400円を支払うよう請求せよ。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を除く。）は、これを20分し、その17を原告らの負担とし、その余は被告の負担とする。
- 6 補助参加によって生じた費用の負担については、別紙1記載のとおりとする。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、参加人阿寒クラブに対し、309万3794円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、参加人音別会に対し、374万5688円を支払うよう請求せよ。

- 3 被告は、参加人市民連合議員団に対し、300万6430円を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、参加人自由新政クラブに対し、120万円を支払うよう請求せよ。
- 5 被告は、参加人公明党議員団に対し、238万9920円を支払うよう請求せよ。

## 第2 事案の概要

- 1 原告らは、釧路市議会の会派であった参加人らが平成18年度に釧路市から交付を受けた政務調査費について使途基準に違反する違法な支出を行っており、参加人らは釧路市に対して上記支出額から返納額を控除した残額に相当する金員を不当利得又は剰余金として返還すべきであると主張している。

本件は、被告がその返還請求を違法に怠っているとして、釧路市の住民である原告らが、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、参加人らに対して上記返還請求をすべきことを求める事案である。

## 2 関連法令の定め

### (1) 政務調査費の交付

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない(地方自治法(平成20年法律第69号による改正前のもの。以下「法」という。)100条13項)。

これを受けた釧路市議会における各会派等に対する政務調査費の交付に関する条例(平成19年釧路市条例第52号による改正前の平成17年釧路市条例第9号。以下「本件条例」という。)は、次のとおり、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することとしている。すなわち、政務調査費は、月を単位とし、毎年度一括して当該年度分を交付する(本件条例

3条1項)。会派に対して交付する政務調査費の月額、各会派の所属議員数に応じ、議員1人につき6万円の割合をもって算定した金額、会派無所属議員に対して交付する政務調査費の月額は6万円とする(本件条例4条)。

(2) 使途基準

会派又は会派無所属議員(以下「会派等」という。)は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない(本件条例8条)。

これを受けた釧路市議会における各会派等に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成20年規則第45号による改正前の平成17年釧路市規則第9号。以下「本件規則」という。)6条は、政務調査費の使途基準を以下のとおり定めている(以下「本件使途基準」という。)

種目	内容
研究研修費	会派等が開催する研究会若しくは研修会に要する経費又は他のものが開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派等が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派等が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入代・リース代等)
資料購入費	会派等が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派等の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について住民に報告し、又は周知するために要する経費(広報紙又は報告書の印刷費、送料、会場費等)

広聴費 会派等が市政及び政策等に対する住民からの要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費，印刷費，茶菓子代等）

人件費 会派等が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

事務所費 会派等が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料，維持管理費，備品費，事務機器購入代，リース代等）

その他の経費 上記以外の経費で会派等が行う調査研究活動に要する経費

### (3) 収支に関する報告書の提出等

政務調査費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとされており（法100条14項），これを受けた本件条例及び本件規則は，次のように定めている。

会派の代表者及び会派無所属議員は，交付を受けた政務調査費について，当該政務調査費の交付を受けた年度の終了後1か月以内に，その収入及び支出に関する報告書を議長に提出しなければならない（本件条例10条1項）。

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派無所属議員（以下「経理責任者等」という。）は，政務調査費の収入及び支出を明らかにするため，会計帳簿を備えなければならない（本件規則9条1項）。また，経理責任者等は，政務調査費による支出をしたときは，社会慣習その他の事情により徴し難いときを除いて，その事実を証する領収書その他の書面を徴さなければならず，上記領収書その他の書面を，これらの書類に基づき作成した政務調査費収支報告書の提出期限の日の属する翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない（同条2項，本件条例12条）。

### (4) 剰余金の返還

会派等は，その年度につき交付を受けた政務調査費の総額からその年度に

つき市政の調査研究のため必要な経費として支出した総額を控除した場合において、剰余金が生じたときは、当該剰余金を返還しなければならない（本件条例11条）。

(5) 旅費に関する定め

釧路市は、議員が公務のため旅行する場合について、釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年釧路市条例第55号）の規定により費用弁償として旅費を支給することとしている。同条例5条2項から4項までの規定によれば、議員に対しては、釧路市職員等の旅費に関する条例（平成17年釧路市条例第66号。以下「旅費条例」という。）別表第2に規定する2級の旅費を支給するほか、一般職の職員に支給する旅費の例によって旅費を支給する旨定められている。

旅費条例の定めは次のとおりである。すなわち、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する（4条本文）。普通旅費は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とする（8条）。鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じその乗車に要する旅客運賃を支給するほか、移動距離により急行料金、座席指定料金を支給し（9条）、車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じて定額（1kmにつき37円）を支給するが、公務上の必要又は天災その他やむを得ない理由により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、その実費額を支給し（11条1項、別表第1）、航空賃は、現に要する旅客運賃によりこれを支給するものとされている（12条）。また、日当は、旅行の日数に応じ、定額（2級の場合、1日につき3000円）を支給し、宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、定額（2級で北海道外に宿泊する場合、1夜につき1万4200円）を支給する（14条）。

3 前提事実（証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者等

ア 原告らは、釧路市の住民である。

イ 被告は、釧路市の執行機関である。

ウ 参加人らは、いずれも、平成17年10月11日に結成され、平成19年4月30日に議員の任期満了により解散した釧路市議会における会派である。結成時及び解散時における釧路市議会の構成会派及び所属議員数は、以下のとおりである。(乙2の1から10まで)

参加人阿寒クラブ	結成時 12名	解散時 11名
参加人音別会	結成時 9名	解散時 8名
くしろ自民クラブ	結成時 7名	解散時 6名
参加人市民連合議員団	結成時 6名	解散時 6名
参加人公明党議員団	結成時 5名	解散時 5名
参加人自由新政クラブ	結成時 5名	解散時 5名
市政クラブ	結成時 5名	解散時 5名
日本共産党議員団	結成時 5名	解散時 4名

なお、釧路市は、平成17年10月11日、旧釧路市、旧阿寒町及び旧音別町が合併して、新設された地方公共団体であり、参加人らに所属する各議員は、平成22年法律第10号による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律9条1項の規定により引き続き釧路市議会の議員として在任していたものである(弁論の全趣旨)。

(2) 政務調査費の交付

釧路市は、本件条例に基づき、以下のとおり、参加人らを含む釧路市議会における各会派に対し、平成18年度政務調査費を交付した。なお、交付額は、前記(1)の議員の異動に伴う変更決定後の金額である。

参加人阿寒クラブ	792万円
参加人音別会	606万円
くしろ自民クラブ	486万円



参加人市民連合議員団	4 3 2 万円
参加人公明党議員団	3 6 0 万円
参加人自由新政クラブ	3 6 0 万円
市政クラブ	3 6 0 万円
日本共産党議員団	3 5 4 万円

(3) 政務調査費の支出

ア 参加人らがした平成18年度政務調査費の支出には、次の支出（以下「本件各支出」という。）が含まれていた（以下、この項において、平成18年中の年月日の記載については年の記載を省略する。）。また、参加人ごとに本件各支出を整理すると、別紙2本件各支出集計表の「費目等」及び「金額」欄記載のとおりとなる（甲30）。

イ 調査旅費

(ア) 九州地方及び長野県視察 1 2 6 万 6 3 5 0 円

参加人阿寒クラブが、所属議員5名が5月21日から5月27日まで九州地方及び長野県を視察した費用として支出した。なお、うち2名は5月25日までの日程で九州地方のみ視察した。訪問先等は次のとおり。

5月22日 下水汚泥たい肥化場等（鹿児島市）

5月23日 霧島神宮，陰陽石（鹿児島県霧島市，宮崎県小林市）

5月24日 熊本県畜産農業協同組合，阿蘇肥育センター，畜産農家（熊本県阿蘇市，熊本市）

5月25日 長野市役所，大岡体験農園（長野市）

5月26日 別荘地，軽井沢歴史民俗資料館（長野県軽井沢町）

(イ) 中部地方視察 1 1 8 万 0 9 6 0 円

参加人阿寒クラブが、所属議員5名が5月22日から5月27日まで中部地方を視察した費用として支出した。訪問先等は次のとおり。

5月23日 高山市役所，街並み・合掌造り視察（岐阜県高山市）

- 5月24日 立山黒部アルペンルート（富山県立山町等）
- 5月25日 飯山市役所，志賀高原，小布施（長野県飯山市等）
- 5月26日 うち3名 株式会社三井の森（長野県軽井沢町）  
うち2名 上毛高原，尾瀬（栃木県みなかみ町等）

(ウ) 九州地方視察 216万2478円

参加人音別会が，所属議員8名が7月11日から7月16日まで九州地方を視察した費用として支出した。訪問先等は次のとおり。

- 7月12日 日出町保健福祉センター，大分農業文化センター，湯布院（大分県日出町等）
- 7月13日 日田市役所，旧大山町木の花ガーデン，熊本市内（大分県日田市，熊本市等）
- 7月14日 熊本県環境センター，いちき串木野市立川上小学校（熊本県水俣市等）
- 7月15日 フラワーパークかごしま，知覧特攻平和会館，焼酎工場（鹿児島県指宿市等）

(エ) 北関東地方等視察 73万4260円

参加人音別会が，所属議員4名が10月30日から11月3日まで北関東地方等を視察した費用として支出した。訪問先等は次のとおり。

- 10月30日 JAなすの，スーパーマーケット，IT企業等（栃木県那須塩原市）
- 10月31日 食品加工会社，道の駅，畜産酪農会社（福島県白河市，栃木県大田原市等）
- 11月1日 食品加工会社，物産販売店（宇都宮市等）
- 11月2日 物産販売店，東京都美術館（栃木県日光市，東京都）
- 11月3日 市場調査（東京都）

(オ) 兵庫県，岡山県及び石川県視察 84万8950円

参加人音別会が、所属議員4名が10月30日から11月3日まで兵庫県、岡山県及び石川県を視察した費用として支出した。訪問先等は次のとおり。

10月31日 姫路市すこやかセンター，たつの市議会，歴史的建造物活用支援事業（兵庫県姫路市等）

11月1日 岡山市三丁目劇場（岡山市）

11月2日 金沢市教育プラザ富樫，金沢21世紀美術館，中谷宇吉郎雪の科学館，湯の元公園配湯場（金沢市等）

(カ) 福岡県及び山口県視察 114万2040円

参加人市民連合議員団が、所属議員6名が5月22日から5月25日まで九州地方を視察した費用として支出した。訪問先等は次のとおり。

5月23日 福岡市文学館，福岡市こども総合センター（福岡市）

5月24日 防府市役所，鉄道高架視察，北九州市男女共同参画センター（山口県防府市等）

(キ) 青森県及び沖縄県視察 72万5010円

参加人公明党議員団が、所属議員5名が5月8日から5月11日まで青森県及び沖縄県を視察した費用として支出した。訪問先等は次のとおり。

5月8日 青森市役所，青森公立大学（青森市）

5月9日 カヌチャベイリゾート（沖縄県名護市）

5月10日 カヌチャベイリゾート，美ら海水族館（沖縄県名護市等）

5月11日 ひめゆりの塔，平和の塔（沖縄県糸満市）

(ク) 大阪府及び富山県視察 50万8660円

参加人公明党議員団が、所属議員4名が7月3日から7月6日まで大阪府及び富山県を視察した費用として支出した。訪問先等は次のとおり

(甲2の1から3まで, 甲30)。

7月3日 トランスロール堺浜実験線 (大阪府堺市)

7月4日 仁徳陵古墳, 堺市茶室 (大阪府堺市)

7月5日 富山ライトレール等 (富山市)

ウ 研究研修費

(ア) 民主議員ネット北海道2006年度定期総会等 10万4400円

参加人市民連合議員団が, 所属議員3名が4月23日及び24日に札幌市で開催された民主議員ネット北海道2006年度定期総会及び春期政策研修会に参加した際の旅費として支出した。

(イ) 民主議員ネット釧根研修会等 16万1070円

参加人市民連合議員団が, 所属議員5名が7月11日及び12日に北海道標津郡標津町で開催された民主議員ネット釧根定期総会及び研修会に参加した際の旅費及び資料代として支出した。

(ウ) 民主道東6市自治体議員研修会 6万円

参加人市民連合議員団が, 所属議員が釧路市で上記の研修会に参加した際の資料代として8月2日及び4日に支出した。

(エ) 民主議員ネット釧根研修会 12万4120円

参加人市民連合議員団が, 所属議員4名が10月30日及び31日に北海道標津郡中標津町で開催された上記の研修会に参加した際の旅費及び資料代として支出した。

(オ) 社民党北海道連合自治体議員団研修会 3万4800円

参加人市民連合議員団が, 所属議員1名が11月4日及び5日に札幌市で開催された上記の研修会に参加した際の旅費として支出した。

(カ) 民主議員ネット北海道秋期政策研修会 17万4000円

参加人市民連合議員団が, 所属議員5名が11月11日及び12日に札幌市で開催された上記の研修会に参加した際の旅費として支出した。

エ 事務所費

パソコンリース料 111万9930円

参加人阿寒クラブが、所属議員が使用するパソコン7台、プリンター5台及び通信機器並びに会派控室用の備品（冷蔵庫1台、つい立て1台等）に係るリース料として支出した。

オ その他の経費

(ア) 携帯電話料金及びガソリン代

参加人自由新政クラブ 120万円

参加人市民連合議員団 144万円

参加人公明党議員団 120万円

参加人市民連合議員団、参加人自由新政クラブ及び参加人公明党議員団が、所属議員が使用する携帯電話の料金及び自動車のガソリン代として、1名当たり月額2万円（平成18年度中に計24万円）を支出した。

(イ) 車代 15万5000円

参加人阿寒クラブが、所属議員が次のとおり訪問するに際し、車代名目で、1名当たり各5000円（9月6日及び7日については1名当たり各2万円）を支出した（なお、収支報告書においては、5月11日のS&K環境ワクチンセンター調査並びに9月6日及び7日の中標津町下水汚泥たい肥施設等への訪問は調査旅費として、5月11日の平成18年度釧路地方林活議連定期総会への訪問は研究研修費と扱われているが、便宜上まとめて摘示する。）。

4月12日 S&K環境ワクチンセンターしゅん工式典（1名）

5月11日 S&K環境ワクチンセンター調査（5名）

6月7日 平成18年度釧路地方林活議連定期総会（4名）

8月3日 バーナビー市訪問団歓迎レセプション（2名）

8月6日 釧路・バーナビー市姉妹都市レセプション（1名）

9月2日 那賀町・釧路市友好都市提携調印式（2名）

9月6日及び7日 中標津町下水汚泥たい肥施設等（4名）

(4) 監査請求

原告らは、平成20年3月27日、地方自治法242条1項に基づき、本件各支出が違法な公金の支出に当たるとして、釧路市監査委員に対し、監査を求めるとともに、本件各支出により釧路市の被った損害を補填するために必要な措置として、被告に対して参加人らに平成18年度政務調査費のうち本件各支出にかかる部分の返還を請求するよう勧告することを求めた。

(5) 監査結果

釧路市監査委員は、平成20年5月20日、原告らに対し、別紙2本件各支出集計表の「監査結果」欄記載の金額に係る支出が本件用途基準に適合せず、原告らの監査請求は一部理由があるとして、被告に対し、平成18年度政務調査費のうち、参加人阿寒クラブに係る62万8446円、参加人市民連合議員団に係る23万4000円及び参加人公明党議員団に係る4万3750円について、返還のために必要な措置を講じることを勧告し、その旨通知した。

参加人阿寒クラブ、参加人市民連合議員団及び参加人公明党議員団は、平成20年5月26日から同年6月19日までの間に、釧路市に対し、上記各金額を平成18年度政務調査費に係る返納金として返納した。

(6) 本訴提起

原告らは、平成20年6月17日、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

4 争点及び当事者の主張

(1) 本件各支出中、各調査旅費の支出が本件用途基準に適合するか（争点1）

（原告らの主張）

ア 調査旅費の支出が本件用途基準に適合するか否かを判断するに当たって

は、調査目的と市政との関連性、調査方法及び内容等に関する具体的説明の有無、調査方法の妥当性、調査活動と支出経費の相当性、調査結果の保存の有無等を考察してすべきである。本件においては、特に次の点が強調されなければならない。

イ 釧路市が日本を代表する観光地であるからといって、観光振興策検討という理由で関連性を認めると、政務調査費による観光旅行を無制約に認めることになって、政務調査費制度の趣旨に反する。視察調査の実態が観光地の見学としか判断されない場合には、関連性ないし必要性を否定すべきである。

ウ 調査旅費を政務調査費から支出する以上、視察調査への参加が許容されるのは必要な人数に限られ、同一会派の議員が同一の視察先を視察するなどということは、調査方法の妥当性という観点からも、支出の相当性という観点からも、本件用途基準に適合しないというべきである。

エ 政務調査費の支出に当たっては、地方自治法2条14項に定める「最少の経費で最大の効果を挙げるように」するとともに、地方財政法4条1項に定める「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」という財政支出基準が遵守されなければならない。したがって、実費を上回る旅費条例の例により計算した旅費を支出することは、本件用途基準に適合しないというべきである。また、1泊2食付き観光ホテルの宿泊費の支出も、このような観点から本件用途基準に適合しないというべきであり、ビジネスホテルの宿泊費に相当する金額に限るべきである。

オ 個別の視察調査についての主張は、別紙3記載のとおりである。

(被告及び参加人ら(参加人自由新政クラブを除く。))の主張)

ア 平成12年法律第89号による地方自治法の一部改正は、政務調査費の制度を創設し、もって議員の調査研究活動の充実化を図るものであるが、

議員の調査研究活動それ自体の具体的内容、方法、態様については、地方自治法及び本件条例には何ら規定が置かれていない。これは、議員の調査研究活動は、その範囲が特定かつ具体的な課題に限られるものではなく、広範多岐にわたる分野において研究、研修、視察、資料購入等を随時行うものであることにかんがみて、調査研究活動の具体的内容、方法、態様について、会派等に広範な裁量を認める趣旨と解される。

そうすると、会派等による政務調査費の支出が違法であると認められるのは、本件条例8条及び本件規則6条に照らし、その支出の対象となった調査研究活動が市政との関連性を有しないことが客観的に明白な場合や、仮に市政との関連性を有するとしても、調査研究活動の手段、態様に照らして必要性や合理性が認められないことが客観的に明白である場合に限られる。

イ 本件条例及び本件規則には、実費による精算をしなければならない旨の規定はなく、定額給付を定める規定もないことから、釧路市議会は実費を支給するか旅費条例の例により支給するかを会派に選択させ、旅費の額を算出する扱いとしていた。旅費条例は釧路市職員等に等しく適用されるものであって、その内容は合理的なものである。

ウ 個別の視察調査についての主張は、別紙3記載のとおりである。

(2) 本件各支出中、各研究研修費の支出が本件用途基準に適合するか(争点2)  
(原告らの主張)

特定の政党に所属する議員が、当該政党の活動として行われる会合に出席することは政治活動であって、その内容も当該政党の政治理念に同調する自治体議員が当該政党の党勢を高め、あるいは個々の議員がその見識を高めるためのものと考えられるから、本件用途基準に適合しない。

(被告及び参加人市民連合議員団の主張)

監査委員から指摘を受けた額については返納済みである。



民主議員ネット北海道及び民主議員ネット釧根は、民主党とは異なる団体であり、全道又は釧根地域の自治体議員の意見交換等を目的としているから、当該研修に係る資料代、参加費用の支出は本件用途基準に適合する。また、社民党北海道連合自治体議員団研究会は、政党活動を目的とする会合ではなく、教育基本法に関する研修、各自治体議員の報告等、自治体行政に関しての情報交換を目的としているから、参加費用の支出は本件用途基準に適合する。

(3) 本件各支出中、事務所費の支出が本件用途基準に適合するか（争点3）

・（原告らの主張）

参加人阿寒クラブ所属議員12名が市政に関する事務処理のために7台ものパソコンを必要とするとは考えられず、また、参加人阿寒クラブ所属議員は、残りの任期が1年半と短かったから、パソコンは会派として1、2台あれば必要かつ十分である。

仮に必要性が認められるとしても、議員個人が使用するパソコンは、その大半が市政に関連する用途ではなく、個人的な用途で使用されるものであり、市政に関連する用途で使用される比率が2分の1を超えることはない。

（被告及び参加人阿寒クラブの主張）

参加人阿寒クラブは事務所を設けておらず、各議員がパソコンを所持することが迅速に活動する最低限の条件である。

(4) 本件各支出中、その他の経費の支出が本件用途基準に適合するか（争点4）

（原告らの主張）

ア 携帯電話料金及びガソリン代について

政務調査費は、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないのであるから、用途の透明性が確保されなければならない。市政に関する調査研究活動と個人の私的活動とを区分できない費用にこれを充てることはできず、かかる支出について各会派が申し合わせ

たからといって本件使途基準に適合しない支出が許されることはない。

イ 車代について

参加人阿寒クラブに係る車代は、釧路市又はその近辺で行われる行事への出席のためのものであり、議員報酬からまかなわれるべきであって、政務調査費から支出されるべきではない。

(被告及び参加人ら(参加人音別会を除く。)の主張)

ア 携帯電話料金及びガソリン代について

本件使途基準において「その他の経費」の具体的な使途は限定されていない。釧路市議会の各会派は、政務調査活動による支出と私的活動による支出とを区別できないような交通費、通信費等に充てるため、議員1人当たり月額2万円に限って政務調査費から支給する旨の申合せを行った。この金額は、全道各市の運用実態を調査した上、政務調査活動に最低限必要な額として定めたものである。この点については、議会事務局の確認も得ている。参加人自由新政クラブ、参加人市民連合議員団及び参加人公明党議員団は、この申合せに基づいて、携帯電話料金及びガソリン代を支給したのであり、本件使途基準に適合するというべきである。

イ 車代について

監査委員から指摘を受けた額については返納済みである。その余の支出が本件使途基準に適合することは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 政務調査費を不当利得として返還すべき場合について

- (1) 法100条13項は、普通地方公共団体が議会の議員の調査研究活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対して政務調査費を交付することができる旨を定めた上、その交付の対象、額及び交付の方法等については条例で定めることとしている。これを受けた本件条例8条は、会派等が政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に關す

る調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないと定め、本件規則においては、経費を研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費及びその他の経費の9つの種目に区分した上、種目ごとに内容を具体的に定めることにより、政務調査費の用途基準を定めている（本件用途基準）。また、本件条例11条において、会派等は、その年度につき交付を受けた政務調査費の総額からその年度につき市政の調査研究のため必要な経費として支出した総額を控除した場合において、剰余金が生じたときは、当該剰余金を返還しなければならないことが定められている。

これらの規定の趣旨からすれば、会派等が政務調査費の一部又は全部を本件用途基準に適合しない用途に支出したときは、当該部分が市政に関する調査研究に資するため必要な経費に充てられたとはいえないというべきである。そして、剰余金の額を計算するに当たり、当該部分を「市政の調査研究のため必要な経費として支出した総額」に含めることはできないと解されるから、その結果として交付された政務調査費に剰余金が生ずることとなるときは、当該会派等は、当該剰余金を返還する義務を負うというべきである。

- (2) 政務調査費の支出がいかなる場合に本件用途基準に適合しないこととなるかについては、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るとともに、その用途の透明性を確保しようとする政務調査費制度の趣旨等を踏まえ検討すべきであるが、用途の種目によって、議員の調査研究活動との関連性や当該活動に当たって政務調査費を支出する必要性を推認させる程度が異なると考えられるから、本件用途基準に定められた用途の種目に応じて個別的に検討することが相当である。

## 2 争点1（各調査旅費の支出が本件用途基準に適合するか）について

### (1) 本件用途基準との適合性の判断基準

ア 本件用途基準は、調査旅費の支出について、その内容を「会派等が行う

調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査（以下、単に「現地調査」という。）に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）」と定めている。議員が行う現地調査は、一般に、調査研究活動そのものであるか、それと密接に関連する準備行為としての性格を有しており、会派又は会派に属する議員の活動の根幹に関わるものである。したがって、現地調査の具体的内容、方法、態様等については、会派等の自律的、裁量的判断に委ねることが適当であって、会派等以外のものがその当否を厳格に判断することは相当ではない。そうすると、現地調査の具体的内容、方法、態様等に関し、調査旅費の支出が本件用途基準に適合しないこととなるのは、現地調査と市政との関連性を明らかに欠いたり、視察の方法が著しく妥当性を欠くような場合など、会派等に与えられた裁量権の逸脱又は濫用が認められる場合に限られるというべきである。

イ 現地調査に当たっては、会派等が旅行を手配し、経費を直接負担するのみならず、現地調査のための旅行を行う議員に対し旅費を支給することも、本件用途基準に反するものではないと解されるが、旅費を支給する場合において、当該金額をどのように決定するかについては、本件用途基準（又は本件条例若しくは本件規則）に定めがない。この点、釧路市では、平成18年当時、会派の選択により、実費又は旅費条例の例により計算した旅費を支給する運用がされていたことが認められる（甲30）。

一般的に、現地調査の具体的内容、方法、態様等が会派等の自律的、裁量的判断に委ねられるとしても、政務調査費が調査研究に資するため「必要な費用」を支給する制度であり、収支報告書を議長に提出すること等により用途の透明性を確保するものとされていることを併せ考えると、会派が議員に支給すべき旅費の額については、現地調査のための旅行に要する金額に限られるべきであり、この額の決定が会派の自由な裁量に委ねられる性質のものではないと解すべきである。そこで、上記運用の当否につい

て検討する。

まず、旅費条例の例により計算された金額を支給することが許されるかについて検討する。釧路市議会の議員が公務により出張する場合には、釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例5条2項から4項までの規定により、旅費条例別表第2に規定する2級の職員に準じて計算された旅費を支給するものとされている。このような取扱いをする趣旨は、旅費条例におけるのと同様に、冗費節約と事務の簡素化を目的としたものであり、一定の合理性を有すると考えられる。そして、この趣旨は、会派が旅費を支給する場合にも妥当するといえるから、会派が現地調査を行う議員に旅費を支給する場合において、旅費条例の例により計算された金額を支給することも本件用途基準に反するものではないと解される。

次に、実費を支給する場合について検討する。前記のとおり、会派の裁量が限定されたものであることを踏まえると、実費を支給する場合においても、いかなる場合でも現地調査のための旅行に要する金額と認めることはできない。しかしながら、当該費用を支出する必要性及び合理性、本件旅費条例の例により計算された旅費を支給する場合との均衡等を考慮して相当と認められる限り、実費の支給は本件用途基準に反するものではないと解される。

ウ また、会派等が現地調査のための旅行を行う議員に対し、旅費のほか、視察先に支払うべき料金等の実費を支給した場合、それが社会通念上必要かつ相当なものと認められる限り、現地調査に要する経費として本件用途基準に反するものではないと解される。

エ 上記に反する原告らの主張は採用できない。

(2) 参加人阿寒クラブの九州地方及び長野県視察について

ア 次に掲げた証拠によれば、次の各事実が認められる。

(ア) 参加人阿寒クラブは、釧路市阿寒地域の基幹産業である酪農及び畜産

業に関し、牛のふん尿処理や褐毛和牛生産の振興が課題となっているとの認識から、鹿児島市所在のYM菌を活用した下水汚泥たい肥化場、熊本県阿蘇市における褐毛和牛の生産状況等を視察することとした。また、併せて、同地域において移住者対策が課題となっていたことから、長野市の大岡体験農園等を視察することとした。参加人阿寒クラブは、上記の各施設のほか、平成18年5月23日に鹿児島市内から熊本県阿蘇市内に移動する途中、鹿児島県霧島市の霧島神宮を参拝し、宮崎県小林市の陰陽石を見学し、同月25日に大岡体験農園の視察を終えた後、長野県軽井沢町に移動し、翌26日に軽井沢の歴史と散策による街並み調査を目的として軽井沢町内の別荘地及び軽井沢歴史民俗資料館を視察することとして、前記前提事実(3)イ(ア)記載のと通りの視察を計画した。(甲17の3、甲40の1から甲42の2の3まで、甲57、丙A1、2、4)

(イ) 参加人阿寒クラブの視察は、上記計画のとおり行われた(前記前提事実(3)イ(ア))。また、視察後には報告書が作成された。

(ウ) 上記視察に関し、参加人阿寒クラブは、所属議員5名に対し、旅費として合計126万6350円を支給した。上記の旅費には、航空賃合計65万円及び九州地方内の移動に係るジャンボタクシー代8万4000円が含まれていた。(甲16の1、2、甲17の1から6まで)

イ 前記ア(イ)の認定事実によれば、下水汚泥たい肥化場、熊本県阿蘇市における褐毛和牛の生産状況及び長野市の大岡体験農園、軽井沢町内の別荘地等の視察は市政との関連性が認められる。この点、原告らは、他に適当な視察先があるなどと主張するが、そのような事情は、上記関連性を否定するものではない。

他方、霧島神宮の参拝及び陰陽石の視察については、上記視察に参加していた松永征明前議員が、霧島神宮及び陰陽石は通り道にあったため参拝



ないし見学したものであると説明し、霧島神宮の視察については市政との関連性がないことをも認めている（甲57）。もっとも、霧島神宮の参拝及び陰陽石の視察は、鹿児島市内から熊本県阿蘇市内に移動する途中に行われており、これによって視察日程が延びたり、新たな費用が生じたりすることもうかがわれなから、当該視察の存在は、九州地方及び長野県視察が本件用途基準に適合するか否かの判断を左右するものではない。

また、会派所属議員のうち5名が参加して視察がされたことについても、そのことゆえに妥当性を欠くとまでは認められない。

以上によれば、九州地方及び長野県視察について、政務調査費から旅費を支給したことに裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

ウ 参加人阿寒クラブが所属議員に支給した旅費の相当性について検討する。

参加人阿寒クラブは、旅費の計算に当たり、航空賃を合計65万円としているところ、証拠（甲17の3、甲35の1、3、7）及び弁論の全趣旨によれば、九州地方及び長野県視察に当たっては、航空券と宿泊（2夜・4名分）がパッケージになった旅行商品が利用されており、その代金額が合計40万4900円であったことが認められる。旅費条例の例によれば、航空賃は現に要する旅客運賃により支給すべきところ（丙D25号証によれば、釧路市において平成18年10月頃まで、航空運賃を定額で支給する運用がされていたことがうかがわれるが、そのような運用は、旅費条例の規定に照らして、適法性に疑義があるので採用しない。）、上記の事情で航空賃の実費を把握することができない場合には、旅行商品代金から旅費条例で定める定額の宿泊料（北海道外で1夜につき1万4200円）を控除した残額を航空賃とみなして（朝夕食代が含まれるか否かは不明であるので考慮しない。）、上記規定の例によるべきものと考えられる。そうすると、航空賃とみなされる金額は、29万1300円（40万4900円－1万4200円×2夜×4名）となり、差額35万8700円につい

では、支給の根拠を欠き、本件使用基準に適合しない。他方、上記航空賃を除いたその余の旅費については、旅費条例の例により計算された金額を支給したものと認められる。なお、参加人阿寒クラブは、定額の車賃に代えてジャンボタクシー代8万4000円を支給しているところ、この点について社会通念上の必要性・相当性を疑う事情は存しないから、このような支給も許される。

エ 以上によれば、参加人阿寒クラブが九州地方及び長野県視察に関してした調査旅費の支出のうち35万8700円の支出は本件使用基準に適合せず、その余の支出については本件使用基準に適合するものといえる。

これに反する原告ら及び被告・参加人阿寒クラブの主張は採用できない。

(3) 参加人阿寒クラブの中部地方視察について

ア 次に掲げた証拠によれば、次の各事実が認められる。

(ア) 参加人阿寒クラブは、観光振興、移住者対策、阿寒湖畔のスキー場の運営の在り方、阿寒湖の自然保護が釧路市阿寒地域の課題となっているとの認識から、街並み案内人制度やバリアフリー化といった施策を実施している岐阜県高山市、離農農家の農地を販売することによる移住者の受入れを行っている長野県飯山市（なお、同市の取組は長野県庁が教示したものであった。）、長野県のスキー場、軽井沢町の移住者対策等を視察することとし、前記前提事実(3)イ(イ)記載のとおり視察を計画した。

(甲19の3, 4, 甲58, 丙A3, 5)

(イ) 参加人阿寒クラブの視察は、上記計画のとおり行われた（前記前提事実(3)イ(イ)）。また、視察後には報告書が作成された。

(ウ) 上記視察に関し、参加人阿寒クラブは、所属議員5名に対し、旅費として合計118万0960円を支給した。上記の旅費には、航空賃合計41万1000円並びに富山空港に到着してから長野県軽井沢町までのジャンボタクシー代及び有料道路代21万9550円が含まれていた。



(甲18の1, 2, 甲19の1, 2, 5, 6)

イ 前記ア(アイ)の認定事実によれば、各視察先について、市政との関連性が認められる。この点、原告らは、前記(2)のとおり、他の議員が同時期に長野県を訪問していることから、現地調査の必要がないと主張するところ、視察先が異なっているから、原告らの主張は採用できない。また、原告らは、地理的に集客方法に相違があると考えられること、伊東前釧路市長が移住者対策を講じていたこと等から現地調査の必要がないと主張するが、そのような事情は、上記関連性を否定するものではない。

また、会派所属議員のうち5名が参加して視察されたことについても、そのことゆえに妥当性を欠くとまでは認められない。

以上によれば、中部地方視察について、政務調査費から旅費を支給したことに裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

ウ 参加人阿寒クラブが所属議員に支給した旅費の相当性について検討する。

参加人阿寒クラブは、旅費の計算に当たり、航空賃を合計41万1000円としているところ、証拠(甲36の3)によれば、航空賃の実費は21万0900円であると認められる。前記(2)ウのとおり、航空賃は現に要する旅客運賃により支給することとされているから、実費額を上回る20万0100円については、支給の根拠を欠き、本件使途基準に適合しない。

他方、上記航空賃を除いたその余の旅費については、旅費条例の例により計算された金額を支給したものと認められる。なお、参加人阿寒クラブは、定額の車賃に代えてジャンボタクシー代等21万9550円を支給しているところ、この点について社会通念上の必要性・相当性を疑う事情は存しないから、このような支給も許される。

エ 以上によれば、参加人阿寒クラブが中部地方視察に関してした調査旅費の支出のうち20万0100円の支出は本件使途基準に適合せず、その余の支出については本件使途基準に適合するものといえる。

これに反する原告ら及び被告・参加人阿寒クラブの主張は採用できない。

(4) 参加人音別会の九州地方視察について

ア 次に掲げた証拠によれば、次の各事実が認められる。

(ア) 参加人音別会は、農業・林業の振興と過疎化対策、介護老人福祉施設や小中学校の維持といった地域住民の福利厚生が、釧路市音別地域の課題であるとの認識から、農業振興に力を注いでいる大分県の農業文化センター、大分県日出町所在の児童館を併設した介護老人福祉施設（保健福祉センター）、一村一品運動の発祥の地で、かつ日田杉の産地として有名である大分県日田市、緑の少年団の活動を行っている鹿児島県いちき串木野市立川上小学校等を視察することとした。参加人音別会は、上記の各施設のほか、平成18年7月13日に熊本市内を、同月15日に長崎鼻、知覧特攻平和会館、焼酎工場を視察することとして、次のとおりの視察を計画した。（甲13の26、27、甲39の1から2の6まで、丙B1、6、証人本城）

平成18年7月12日 日出町保健福祉センター、大分農業文化センター

平成18年7月13日 日田市役所、旧大山町木の花ガーデン、熊本市内

平成18年7月14日 熊本県環境センター、川上小学校

平成18年7月15日 長崎鼻、知覧特攻平和会館、焼酎工場

(イ) 参加人音別会の視察日程は、次の点を除き、計画どおり行われた（前記前提事実(3)イ(ウ)）。

熊本市内の視察と計画されていた部分については、水前寺成趣園の視察が行われた。長崎鼻の視察と計画されていた部分については、フラワーパークかごしまの視察が行われた。参加人音別会作成の視察研修報告書（丙B1）において、水前寺成趣園、フラワーパークかごしま、知覧

特攻平和会館及び焼酎工場については、他の視察先と異なり、冒頭に掲記された視察研修先に掲げられておらず、フラワーパークかごしまについては報告書において記載がなく、その余については報告書の末尾に短文の感想のみが記載されている。

(ウ) 上記視察に関し、参加人音別会は、所属議員8名に対し、旅費として合計181万8720円に加え、マイクロバス代29万4000円、水前寺成趣園拝観料3200円、水前寺駐車場料金500円、フラワーパークかごしま入園料3600円、知覧特攻平和会館入館料4000円、視察記録用インクジェット・フォト用紙代2万0218円、プリント代3500円等の合計34万3758円を支給した。(甲13の1から9まで、15、16、21から25まで、28)

イ まず、水前寺成趣園、フラワーパークかごしま、知覧特攻平和会館及び焼酎工場について検討する、原告らは、視察目的との関連性がなく観光に過ぎない旨主張する。この点、上記ア(イ)のとおり事情が認められるとしても、それ以上に市政との関連性を疑うべき事情は認められず、特に視察目的に農業振興が掲げられていたことや、証拠(丙B1、証人本城)から認められる説明内容に照らすと、これらの視察が市政との関連性を明らかに欠いたものとまではいえない。

その余の視察先については、前記ア(ア)(イ)の認定事実によれば、いずれも市政との関連性が認められる。この点、原告らは、北海道や東北地方など旅費のかからない地域にも視察にふさわしい施設が存在する、音別地域の小学校は、統廃合で児童数120名程度の学校が1校あるのみであり、児童数24名のいちき串木野市立川上小学校の視察はその必要性を欠くなどと主張するが、そのような事情は、上記関連性を否定するものではない。

また、会派所属議員のうち8名が参加して視察がされたことについても、そのことゆえに妥当性を欠くとまでは認められない。

以上によれば、九州地方視察が、市政との関連性及びその必要性を明らかに欠いたとはいえず、旅費等を支給したことに裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

ウ 参加人音別会が所属議員に支給した旅費等の相当性について検討する。

参加人音別会は、旅費の計算に当たり、航空賃を合計103万2000円としているところ、証拠（甲32の2）によれば、航空賃の実費は57万3600円であると認められる。前記(2)ウのとおり、航空賃は現に要する旅客運賃により支給することとされているから、実費額を上回る45万8400円については、支給の根拠を欠き、本件使用基準に適合しない。また、その他の旅費については、旅費条例の例により計算された金額を支給したものと認められる。なお、参加人音別会は、定額の車賃に代えてマイクロバス代29万4000円を支給しているところ、原告らは、弁護士会照会に対する日本通運株式会社釧路支店の回答添付の請求書にジャンボタクシー（上記マイクロバスに該当する。）代が21万3000円と記載されていること（甲32の2）を根拠に当該代金額が異なる旨主張する。しかしながら、当該代金に係る領収書（甲13の23）は、社印及び担当者印が押なつされた適式なものである上、原告らの根拠は、請求書であつて領収書ではないから、この点についての原告らの主張は採用できない。そして、ジャンボタクシー代29万4000円について、社会通念上の必要性・相当性を疑う事情は存しないから、このような支給も許される。

また、視察記録用インクジェット・フォト用紙代及びプリント代の支出について検討するに、原告らは、これらが個人的に写真をプリントアウトして保管しておくためのもので必要性がない、100枚もの用紙を購入する必要はない旨主張するが、証拠（丙B1）によれば、多数の写真を利用していることが認められ、購入単位として過大ともいえないから、原告らの上記主張は採用できない。その他、入場料や視察経費の支出は、現地調

査に要する経費に当たり、本件使用基準に適合する。

エ 以上によれば、参加人音別会が九州地方視察に関してした調査旅費の支出のうち45万8400円の支出は本件使用基準に適合せず、その余の支出については本件使用基準に適合するものといえる。

これに反する原告ら及び被告・参加人音別会の主張は採用できない。

(5) 参加人音別会の北関東地方等視察について

ア 次に掲げた証拠によれば、次の各事実が認められる。

(ア) 参加人音別会は、農業振興を鉏路市音別地域の課題として認識していたことから、北関東の農産物生産等の調査、鉏路地区産品の栃木県への販路可能性調査、那須地区の酪農及び畜産についての調査、道の駅における農家との連携及び販売状況と問題点の把握、インターネット販売の仕組みの調査等を目的として、前記前提事実(3)イ(エ)記載のと通りの視察を計画した。(甲14の9, 10, 丙B2, 6, 証人本城)

(イ) 参加人音別会の視察は、上記計画のとおり行われた(前記前提事実(3)イ(エ))。また、視察後には報告書が作成された。

(ウ) 参加人音別会は、所属議員8名に対し、旅費として合計58万2760円に加え、タクシー料金15万1500円を支給した(甲13の28, 甲14の1から9まで)。

イ 前記ア(ア)(イ)の認定事実によれば、いずれの視察先についても、市政との関連性が認められる。

原告らは、上記視察について、首都圏からの距離等、栃木県と鉏路市の地理的な相違から市政との関連性を欠く旨主張するが、視察先と鉏路市との相違は、上記関連性を否定するものではない。

また、会派所属議員のうち4名が参加して視察がされたことについても、そのことゆえに妥当性を欠くとまでは認められない。

以上によれば、北関東地方等視察について、政務調査費から旅費等を支

給したことに裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

ウ 参加人音別会が所属議員に支給した旅費の相当性について検討する。

参加人音別会は、旅費の計算に当たり、航空賃を合計24万9600円としているところ、証拠（甲33の2）によれば、航空賃の実費は、普通席が満席であったため特別席を利用して25万7600円であると認められ、計算額が特別席料金を除いた実費であると認められるから、支給金額は、本件用途基準に適合する。また、その他の旅費については、旅費条例の例により計算された金額を支給したものと認められる。なお、参加人音別会は、定額の車賃に代えてタクシー料金15万1500円を支給しているところ、この点について社会通念上の必要性・相当性を疑う事情は存しないから、このような支給も許される。

エ 以上によれば、参加人音別会が北関東地方等視察に関してした調査旅費の支出は本件用途基準に適合するものといえる。

これに反する原告らの主張は採用できない。

(6) 参加人音別会の兵庫県、岡山県及び石川県視察について

ア 次に掲げた証拠によれば、次の各事実が認められる。

(ア) 参加人音別会は、介護老人福祉施設の維持その他の地域住民の福利厚生を釧路市音別地域の課題として、中心市街地の空洞化対策を釧路市の課題として、それぞれ認識していたことから、たつの市町並み整備助成事業実施地区、中心市街地の空洞化対策として作られた施設である岡山市三丁目劇場、教育と福祉の連携をうたう複合施設である姫路市すこやかセンター、金沢市教育プラザ富樫を視察することとした。参加人音別会は、上記の各施設のほか、平成18年11月2日に金沢21世紀美術館、中谷宇吉郎雪の科学館、湯の元公園配湯場を視察することとして、前記前提事実(3)イ(オ)記載のとおり視察を計画した。（甲13の28，甲15の12，13，丙B3，6，証人本城）

(イ) 参加人音別会の視察は、上記計画のとおり行われた（前記前提事実(3)イ(オ)）。また、視察後には報告書が作成された。

(ウ) 参加人音別会は、所属議員4名に対し、旅費として合計72万1960円に加え、タクシー料金11万9000円、高速道路料金1800円、金沢21世紀美術館入館料1190円、中谷宇吉郎雪の科学館入館料2000円、写真プリント代3000円を支給した（甲13の28、甲15の1から11まで）。

イ 前記ア(ア)(イ)の認定事実によれば、たつの市町並み整備助成事業実施地区、岡山市三丁目劇場、姫路市すこやかセンター及び金沢市教育プラザ富樫の視察先については、市政との関連性が認められ、その余の視察先についても、報告書の記載内容に照らせば、市政との関連性が認められる。原告らの主張する事情は、いずれも市政との関連性を否定するものではない。

また、会派所属議員のうち4名が参加して視察がされたことについてもそのことゆえに妥当性を欠くとまでは認められない。

以上によれば、兵庫県、岡山県及び石川県視察について、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

ウ 参加人音別会が所属議員に支給した旅費の相当性について検討する。

参加人音別会は、旅費の計算に当たり、航空賃を合計35万9600円としているところ、証拠（甲34の2）によれば、航空賃の実費は32万7800円であると認められる。前記(2)ウのとおり、航空賃は現に要する旅客運賃により支給することとされているから、実費額を上回る3万1800円については、支給の根拠を欠き、本件用途基準に該当しない。また、その他の旅費については、旅費条例の例により計算された金額を支給したものと認められる。なお、参加人音別会は、定額の車賃に代えてタクシー料金11万9000円及び高速道路料金1800円を支給しているところ、この点について社会通念上の必要性・相当性を疑う事情は存しないから、

このような支給も許される。

エ 以上によれば、参加人音別会が兵庫県、岡山県及び石川県視察に関してした調査旅費の支出のうち3万1800円の支出は本件使途基準に適合せず、その余の支出については本件使途基準に適合するものといえる。

これに反する原告ら及び被告・参加人音別会の主張は採用できない。

(7) 参加人市民連合議員団の福岡県及び山口県視察について

ア 次に掲げた証拠によれば、次の各事実が認められる。

(ア) 参加人市民連合議員団は、釧路市において、釧路市立図書館の改築及び文学館の整備、子供に関する総合的な施策の推進、釧路駅前の鉄道高架事業並びに男女共同参画推進条例の制定等が課題になっているとの認識から、それぞれ、文学資料室を備える新しい図書館である福岡市総合図書館、子供に関する総合的な施策を推進する拠点施設である福岡市子ども総合センター、鉄道高架事業を実施してから10年が経過した山口県防府市（鉄道高架事業を実施した市で福岡市に近接する市として選定された。）、男女共同参画社会の形成の推進に関する条例を制定し、男女共同参画センターを設置していた北九州市を視察することとし、前記前提事実(3)イ(カ)記載のとおり視察を計画した。（甲5の2、甲38の1から4の5まで、甲53の1から3まで、丙F3、9、証人佐藤）

(イ) 参加人市民連合議員団の視察は、福岡市子ども総合センターの視察を除き、上記計画のとおり行われた（前記前提事実(3)イ(カ)）。同センターについては、参加議員らが福岡市子ども総合センターを訪問したものの、同施設の職員から対応できないと言われて、視察を取りやめた。

(ウ) 参加人市民連合議員団は、所属議員6名に対し、旅費として合計114万2040円を支給した。上記の旅費には航空賃合計73万0200円、鉄道賃（JR運賃に限る。）合計7万0320円が含まれていた。

（甲5の1）



イ 前記ア(ア)(イ)の認定事実によれば、いずれの視察先についても、市政との関連性が認められる。ただし、福岡市こども総合センターについては、実際に視察が行われていないが、同施設が福岡市総合図書館の近隣（徒歩で10分程度）に位置していることが認められ（甲5の2，丙F9，証人佐藤），同施設を視察対象としたことによって視察日程が延びたり，新たな費用が生じたりしたこともうかがわれないから，以上のような事情は福岡県及び山口県視察が本件用途基準に適合するか否かの判断を左右するものではない。その他原告らは，釧路市の財政状況にかんがみて図書館の改築及び文学館の整備が現実的でない，男女共同参画については北海道内の江別市が先進的な施策を行っており，北九州市の施設を視察する必要はない旨主張するが，そのような事情は，市政との関連性を否定するものではない。

また，会派所属議員のうち6名が参加して視察がされたことについても，そのことゆえに妥当性を欠くとまでは認められない。

以上によれば，福岡県及び山口県視察について，政務調査費から旅費を支給したことに裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

ウ 参加人市民連合議員団が所属議員に支給した旅費の相当性について検討する。

参加人市民連合議員団は，旅費の計算に当たり，航空賃を合計73万0200円としているところ，証拠（甲31の2）によれば，福岡県及び山口県視察に当たっては，航空券と宿泊（2夜・6名分）がパッケージになった旅行商品が利用されており，代金額が合計37万0800円であったことが認められる。そうすると，前記(2)ウと同様，航空賃とみなされる金額は，20万0400円（37万0800円－1万4200円×2夜×6名）となり，差額52万9800円については，支給の根拠を欠き，本件用途基準に適合しないものと認められる。次に，鉄道賃のうちJR運賃に

については合計7万0320円としているところ、証拠（甲31の2）によれば、実費が6万9720円であったことが認められる。そうすると、旅費条例の例によれば、その乗車に要する旅客運賃を支給することとされているから、実費額を上回る600円については支給の根拠を欠き、本件使用基準に適合しない。他方、上記航空賃及び鉄道賃（JR運賃に限る。）を除いたその余の旅費については、旅費条例の例により計算された金額を支給したものと認められる。

エ 以上によれば、参加人市民連合議員団が福岡県及び山口県視察に関してした調査旅費の支出のうち53万0400円の支出は本件使用基準に適合せず、その余の支出については本件使用基準に適合するものといえる。

これに反する原告ら及び被告・参加人市民連合議員団の主張は採用できない。

(8) 参加人公明党議員団の青森県及び沖縄県視察について

ア 次に掲げた証拠によれば、次の各事実が認められる。

(ア) 参加人公明党議員団は、釧路市議会において釧路公立大学の大学院設置構想が議論されていたこと及び中心市街地の活性化が釧路市の課題となっているとの認識から、平成9年4月に大学院を開学した青森公立大学が所在し、かつ、コンパクトな都市づくりの取組を行っていた青森市を視察することとした。また、観光振興が釧路市の課題となっており、釧路市内で開催された沖縄観光フォーラムにおいて、沖縄観光の仕掛け人と評されていたカヌチャベイリゾートの経営者と知り合ったことから、同人との懇談を含め、カヌチャベイリゾートの実情等を視察することとした。参加人公明党議員団は、上記の各施設を中心に、次のとおりの視察を計画した。（甲1の3、甲37の1、2の1から4まで、丙D1、D3の1から4まで、D5、7から9まで、15の2、証人月田）

平成18年5月8日 青森市役所、青森公立大学

平成18年5月9日 カヌチャベイリゾート

平成18年5月10日 終日視察研修

平成18年5月11日 ひめゆりの塔, 平和の塔

(イ) 参加人公明党議員団の視察日程は、計画どおり行われた（前記前提事実(3)イ(キ)）。終日視察研修とされていた5月10日には、カヌチャベイリゾート及び美ら海水族館の視察が行われた。

(ウ) 上記視察に関し、参加人公明党議員団は、所属議員5名に対し、合計で航空賃40万4000円、鉄道賃2万6700円、レンタカー代金3万5060円及び宿泊費25万6750円（5月9日に宿泊したカヌチャベイリゾート内のホテルについては、1人当たりの料金額が2万6500円であった。）を実費で支給した。なお、その他の諸経費は、支出されていない。（甲1の1, 2）

イ 前記ア(ア)(イ)の認定事実によれば、青森市役所、青森公立大学及びカヌチャベイリゾートの視察については、市政との関連性を有すると認められる。また、その余の施設についても、特に視察の目的として観光振興が掲げられていたことや、視察後にインターネットを利用して報告（丙D15の2及び3）もされていることに照らせば、これらの視察が市政との関連性を明らかに欠いたとまではいえない。

この点、原告らは、上記視察について、釧路公立大学の大学院設置構想については設置不可能という結論に至っていた旨主張するが、このような主張は政策の当否を問題にしているにすぎず、失当である。また、青森市は地形的な条件が異なり、視察の対象として不適切であるとも主張するが、そのような事情は、市政との関連性を否定する事情ではない。

また、会派所属議員のうち5名が参加して視察がされたこと、青森県内の視察に要した時間が1時間30分程度であったことについても、そのことゆえに妥当性を欠くとまでは認められない。

以上によれば、青森県及び沖縄県視察について、政務調査費から旅費を支給したことに裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

ウ 参加人公明党議員団は、所属議員に対して実費で旅費を支給しているところ、支給した実費額が相当であるかについて検討する。

まず、航空賃、鉄道賃及びレンタカー代金については、事前計画された視察の内容との関係で必要性が認められ、相当であるといえる。なお、宿泊費についてみると、5月10日に宿泊したカヌチャベイリゾート内のホテルについては、1人当たりの料金額が2万6500円であり、本件旅費条例の例により計算された旅費を支給する場合の宿泊料(1万4200円)と比較して高額であることが認められるが、青森県及び沖縄県視察について、本件旅費条例の例により計算された旅費を支給したとすると宿泊料として1人当たり4万2600円が支給されることとなり、宿泊費の実費との差額は1人当たり8750円(5万1350円-4万2600円)となる。そして、参加人公明党議員団は、監査結果に従い、上記差額5名分に相当する4万3750円を返納している。

エ 以上によれば、参加人公明党議員団が青森県及び沖縄県視察に関してした調査旅費の支出について、監査結果において指摘された返納済みの部分のほかに本件用途基準に適合しないものはない。

これに反する原告らの主張は採用できない。

(9) 参加人公明党議員団の大阪府及び富山県視察について

ア 次に掲げた証拠によれば、次の各事実が認められる。

(ア) 参加人公明党議員団は、釧路市において地域公共交通の在り方が課題となっているとの認識から、注目を集めていたトランスロール堺浜実験線及び富山ライトレールを視察することとした。参加人公明党議員団は、上記各施設のほか、堺市の仁徳陵古墳及び茶室の視察を含む、前記前提事実(3)イ(ク)記載のとおり視察を計画した。仁徳陵古墳及び茶室の視察

については、トランスロール堺浜実験線の視察を申し入れた際、堺市市議会事務局が視察をするよう要請したため、計画に組み入れられたものであった。(甲2の2, 丙D1, 証人月田)

(イ) 参加人公明党議員団の視察は、上記計画のとおり行われた。

(ウ) 上記視察に関し、参加人公明党議員団は、所属議員4名に対し、合計で航空賃33万円、鉄道賃3万3960円、宿泊費13万0200円及び旅行傷害保険料4000円を実費で支給したほか、体調不良のため参加を取りやめた議員1名から3万1500円の払戻しを受け、追加で4万2000円を支出した。(甲2の1, 3, 甲30)

イ 前記ア(イ)の認定事実によれば、トランスロール堺浜実験線及び富山ライトレールの視察については、市政との関連性を有すると認められる。これに対し、原告らは、上記視察について、路面電車導入の現実的可能性がなく、市政との関連性を欠く旨主張するが、そのような事情は、市政との関連性を否定するものではない。

他方、仁徳陵古墳及び茶室の視察については、前記ア(ア)のような事情があるにせよ、市政との関連性が明確ではない。もっとも、これらの視察は、堺市から富山市への移動日の午前中を利用して行われており、これによって視察日程が延びたり、新たな費用が生じたりしたこともうかがわれないから、当該視察の存在は大阪府及び富山県視察に係る旅費の支給が本件使途基準に適合するか否かの判断を左右するものではない。

なお、会派所属議員のうち5名が参加して視察がされたことについても、そのことゆえに妥当性を欠くとまでは認められない。

以上によれば、大阪府及び富山県視察について、政務調査費から旅費を支給したことに裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

ウ 参加人公明党議員団は、所属議員に対して実費で旅費を支給しているところ、そのうち旅行傷害保険料4000円(4名分)の支出については、

本件使途基準においても経費の支出として認められると解されるし、その額も過大なものとはいえないから、社会通念上の必要性・相当性が認められる。また、追加で支出した4万2000円については、前記ア(ウ)の事実からすると、議員1名が視察旅行への参加を取りやめたことにより生じた支出と推認され、これに反する証拠はない。そうすると、その理由が体調不良である以上、かかる支出については社会通念上の必要性・相当性が認められる。そして、支給された実費額は、いずれも事前計画された視察の内容との関係で必要性が認められ、相当であるといえる。

エ 以上によれば、参加人公明党議員団が大阪府及び富山県視察に関してした調査旅費の支出は本件使途基準に適合するものといえる。

これに反する原告らの主張は採用できない。

### 3 争点2（研究研修費の支出が本件使途基準に適合するか）について

- (1) 本件使途基準は、研究研修費の支出について、その内容を「会派等が開催する研究会若しくは研修会に要する経費又は他のものが開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）」と定めている。研究研修費についても、調査旅費におけるのと同様に、会派等又は第三者等が開催する研究会又は研修会（以下「研究会等」という。）の具体的内容等に関し、研究研修費の支出が本件使途基準に適合しないこととなるのは、研究会等と市政との関連性を明らかに欠いたり、参加することが著しく妥当性を欠くような場合など、会派等に与えられた裁量権の逸脱又は濫用が認められる場合に限られるというべきである。なお、本件においては、政党その他の政治団体が開催する研究会等への参加が争点となっているところ、市政も、市議会での審議等を通じ、政治上の主義又は政策を推進することを目的とし、政党その他の政治団体との関わりを当然のこととして予定しているのであって、当該研究会等が政党その他の政治団体の開催するものであることの一事をもって、市政との

関連性を有しないとすることはできないと解される。

また、研究研修費としての旅費の支出については、調査旅費において検討したところ（前記2(1)イ）が妥当するものと解される。また、本件使途基準には資料代が明記されていないが、研究会等に参加するために要する経費に当たることは明らかである。

これに反する原告らの主張は採用できない。

以下、個別に検討する。

(2) 民主議員ネット北海道2006年度定期総会等について

ア 次に掲げた証拠によれば次の各事実が認められる。

(ア) 参加人市民連合議員団の所属議員3名は、平成18年4月23日及び24日、札幌市で開催された民主議員ネット北海道2006年度定期総会及び春期政策研修会に参加した。23日午後から24日午前にかけて開催された春期政策研修会においては、小沢一郎衆議院議員（当時の民主党副代表）が「民主党と政権交代」と題する講演を行った後、「女性有権者から見る素敵な政治家像～メール問題の民主党離れ？の中で」と題する講演及び「北海道観光における観光リゾートの魅力と可能性」と題する講演が行われた。24日午前で開催された上記定期総会においては、2005年度活動報告などが行われた。（甲6の1，2，丙F5，証人佐藤）

(イ) 参加人市民連合議員団は、政務調査費から、上記参加議員に旅費条例の例により計算された旅費である合計10万4400円を支給した（甲6の1）。

イ 前記ア(ア)の認定事実によれば、少なくとも「北海道観光における観光リゾートの魅力と可能性」と題する講演については、市政との関連性が認められ、同講演出席のため、当該研修会への参加に係る旅費等（鉄道賃、2日分の日当、宿泊料）の支出全部につき裁量権の逸脱又は濫用は認められ

ない。また、参加人市民連合議員団は、旅費条例の例により計算された旅費を支給している。

これらの事実からすれば、民主議員ネット北海道2006年度定期総会等に係る旅費の支出は本件用途基準に適合するものといえる。

これに反する原告らの主張は採用できない。

(3) 民主議員ネット釧根研修会について

ア 次に掲げた証拠によれば次の各事実が認められる。

(ア) 参加人市民連合議員団の所属議員5名は、平成18年7月11日及び12日に北海道標津郡標津町で開催された上記の研修会に参加した。上記研修会においては、2005年活動報告等を内容とする総会が行われた後、研修会として、現職の衆議院議員が「地方分権、道州制など」と題して講演を行い、道議会議員から道政報告、標津町議会議員から「標津町からの報告」が行われた。(甲7の1から3まで、丙F6、証人佐藤)

(イ) 参加人市民連合議員団は、政務調査費から、上記参加議員に旅費条例の例により計算された旅費である合計13万6070円を支給するとともに、資料代2万5000円を支出した。

イ 前記ア(ア)の認定事実によれば、民主議員ネット釧根研修会について、市政との関連性が認められるから、当該研修会への参加に係る旅費等の支出につき裁量権の逸脱又は濫用は認められない。また、参加人市民連合議員団は、旅費条例の例により計算された旅費を支給している。

これらの事実からすれば、民主議員ネット釧根研修会に係る旅費及び資料代の支出は本件用途基準に適合するものといえる。

これに反する原告らの主張は採用できない。

(4) 民主道東6市自治体議員研修会について

参加人市民連合議員団は、監査結果に従い、既に全額返納しているから判



断しない。

(5) 民主議員ネット釧根研修会について

ア 次に掲げた証拠によれば次の各事実が認められる。

(ア) 参加人市民連合議員団の所属議員4名は、平成18年10月30日及び31日に北海道標津郡中標津町で開催された上記の研修会等に参加した。上記研修会においては、現職衆議院議員の秘書が「地方自治の現場から」と題して講演を行い、道政報告、中標津町からの報告が行われた。

(甲9の1, 2, 証人佐藤)

(イ) 参加人市民連合議員団は、政務調査費から、上記参加議員に旅費条例の例により計算された旅費である合計12万4120円を支給するとともに、資料代2万円を支出した(甲9の1, 3)。

イ 前記ア(ア)の認定事実によれば、民主議員ネット釧根研修会について、市政との関連性が認められるから、当該研修会への参加に係る旅費等の支出につき裁量権の逸脱又は濫用は認められない。また、参加人市民連合議員団は、旅費条例の例により計算された旅費を支給している。

これらの事実からすれば、民主議員ネット釧根研修会に係る旅費及び資料代の支出は本件用途基準に適合するものといえる。

これに反する原告らの主張は採用できない。

(6) 社民党北海道連合自治体議員団研修会について

ア 次に掲げた証拠によれば次の各事実が認められる。

(ア) 参加人市民連合議員団の所属議員1名は、平成18年11月4日及び5日、札幌市で開催された社民党北海道連合自治体議員団研修会に参加した。同研修会においては、各議員からの活動報告及び意見交換会が行われた。(甲10の1, 2, 甲30, 証人佐藤)

(イ) 参加人市民連合議員団は、政務調査費から、上記参加議員に旅費条例の例により計算された旅費である3万4800円を支給した(甲10の

1, 2)。

イ 前記ア(ア)の認定事実によれば、社民党北海道連合自治体議員団研修会について、市政との関連性を明らかに欠くとまではいえないから、当該研修会への参加費の支出につき裁量権の逸脱又は濫用は認められない。また、参加人市民連合議員団は、旅費条例の例により計算された旅費を支給している。

これらの事実からすれば、社民党北海道連合自治体議員団研修会に係る旅費の支出は本件用途基準に適合するものといえる。

これに反する原告らの主張は採用できない。

(7) 民主議員ネット北海道秋期政策研修会について

参加人市民連合議員団は、監査結果に従い、既に全額返納しているから判断しない。

4 争点3 (事務所費の支出が本件用途基準に適合するか) について

(1) 参加人阿寒クラブは、監査結果に従い、既に、冷蔵庫1台、つい立て1台のリース料及びパソコン等のリース代の2分の1に相当する52万6386円を返納しているから当該部分については判断しない。

(2) 証拠(甲27の1から12まで、甲30、58、丙A5)及び弁論の全趣旨によれば、参加人阿寒クラブは、会派の事務所を有していないところ、事務所費として、パソコンを所有していない議員らが自宅において使用するパソコン7台、プリンター5台及び通信機器4台並びに会派控室用の備品(冷蔵庫1台、つい立て1台のほか、テレビ1台、平机1台、通信機器1台)についてリースを受け、平成18年4月から平成19年3月までに、自宅において使用するパソコン等のリース代として合計99万2040円を、会派控室用の備品のリース代として12万7890円をそれぞれ政務調査費から支出したことが認められる。

(3) 本件用途基準は、事務所費の支出につき「会派等が行う調査研究活動のた

めに必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料，維持管理費用，備品費，事務機器購入代，リース代等）」と定めている。

本件で問題となるリース代について検討するに，リース対象の物品は，調査研究活動のために通常必要となることが認められる一方，調査研究活動に当たらない政治活動や議員個人の私的活動等，調査研究活動以外の用途にも使用することができる性質のものである。そうすると，当該物品が調査研究活動以外の用途に用いられていないことを認めるに足りる事情のない限り，リース代の全額を政務調査費から支出することは本件使途基準に反して許されないと解される。このような場合，当該物品が調査研究活動に供される割合の限度で，リース代を政務調査費から支出できるとするのが相当である。

まず，自宅において使用されるパソコン等については，調査研究活動以外の用途に用いられていないことを認めるに足りる事情がうかがわれず，市議会議員の職務内容等にかんがみ，調査研究活動に供される割合を5割と認めるのが相当であるから，そのリース代の5割に相当する限度で本件使途基準に適合するといえる。

次に，会派控室用の備品（テレビ，平机，通信機器の各1台）については，控室が市役所内にあることからすれば，調査研究活動以外の政治活動が行われることが一般的でないと考えられるから，当該物品は調査研究活動以外の政治活動にほとんど用いられないものと認められる。そうすると，そのリース代支出の全部については本件使途基準に適合するといえる。

以上によれば，参加人阿寒クラブの事務所費の支出について，監査結果において指摘された返納済みの部分のほかに本件使途基準に適合しないものはない。

これに反する原告らの主張は採用できない。

#### 5 争点4（その他の経費の支出が本件使途基準に適合するか）について

##### (1) 携帯電話料金及びガソリン代について

ア 次に掲げた証拠によれば、次の各事実が認められる。

(ア) 釧路市議会の各会派は、平成18年7月25日ころ、幹事長・経理責任者会議において、携帯電話料金及びガソリン代の領収書について、調査研究活動と私的活動との区分ができないため、暫定的な措置として、会派に属する議員に月額2万円を支給し、議員発行の領収書を保管する旨を申し合わせた（甲30、丙D1、25、26、E1、2、F2、9、証人山崎、同佐藤）。

(イ) 上記申合せに基づき、参加人自由新政クラブ、参加人市民連合議員団及び参加人公明党議員団は、会派が定める運用規程等において、携帯電話料金等として月額2万円を支給する旨定めた上、同年4月に遡って、前記前提事実(3)オ(ア)記載のとおり支出をした（甲3及び4の各1から6まで、甲12の1から6まで、甲28の1から7まで）。

イ 上記携帯電話料金等の支出は、本件用途基準に定める具体的な支出種目のいずれにも該当せず、その他の経費に当たるから、当該支出が本件用途基準に適合するには、「会派等が行う調査研究活動に要する経費」と認められなければならない。

釧路市において議員が調査研究活動を行うに当たって、携帯電話を使用したり、自動車を使用したりすることは、通常想定されるところであり、会派が当該費用に相当する金額を議員に支給した場合、上記会派等が行う調査研究活動に要する経費に当たり得るものと解される。もっとも、政務調査費が調査研究に資するため「必要な費用」を支給する制度であり、収支報告書を議長に提出すること等により用途の透明性を確保するものとされていることを併せ考えると、当該経費の内容、性質等に照らし、実際に費用として支弁した実額の把握が社会通念上著しく困難である場合等において、社会通念上実額を上回るものではないと考えられる一定額を支給した場合には、調査研究活動に必要な費用と認めることができると考えられ



る。

調査研究活動に要した携帯電話料金及びガソリン代については、その額を把握することは極めて困難であると認められる上、参加人自由新政クラブ、参加人市民連合議員団及び参加人公明党議員団が各所属議員に支給した月額2万円という金額については、釧路市の実情を考慮すると、携帯電話料金及びガソリン代との関係で社会通念上実額を上回るものではないと考えられるから、当該支給については、調査研究活動に必要な費用として本件用途基準に適合するものといえる。

これに反する原告らの主張は採用できない。

(2) 車代について

ア 参加人阿寒クラブは、前記前提事実(3)オ(イ)中の、8月3日、6日、9月2日の訪問のために支給した車代については、監査結果に従い、既に全額返納しているので判断しない。

イ 次に掲げる証拠によれば、次の各事実が認められる。

(ア) 参加人阿寒クラブは、所属議員1名に対し、平成18年5月11日のS&K環境ワクチンセンター（釧路市新野所在）のしゅん工式典に出席する際の車代名目で、政務調査費から5000円を支給した。当該議員は、竣工式典の後、施設見学や処理方法に関する講演会に参加した。（甲20の1，2，甲30）

(イ) 参加人阿寒クラブは、所属議員5名に対し、平成18年5月11日にS&K環境ワクチンセンターを訪問し、超高温発酵処理について調査を行った際の調査旅費として、政務調査費から2万5000円（1人当たり5000円）を支給した（甲21の1から6まで）。

(ウ) 参加人阿寒クラブは、所属議員4名に対し、平成18年6月7日の平成18年度釧路地方林活議連定期総会（釧路市内で開催）に出席する際の車代名目で、政務調査費から2万円（1人当たり5000円）を支給

した。同議連は、森林、林業等の活性化に関する調査研究を目的とした団体である。(甲22, 30)

(エ) 参加人阿寒クラブは、所属議員4名に対し、平成18年9月6日及び7日に中標津役場、中標津町下水汚泥発酵乾燥施設等を訪問し、汚泥処理の実情等について調査を行う際の調査旅費として、政務調査費から15万6000円を支給した。上記調査旅費には、車賃8万円(1人当たり2万円)が含まれていた。なお、この視察については報告書が作成されている。(甲26の1から6まで)

ウ(ア) 前記イ(イ)(エ)の支出は、調査旅費の支出であることが明らかであるところ、当該支出が本件用途基準に適合するかの判断基準については、前記2(1)において説示したとおりである。

(イ) 前記イ(イ)(エ)の支出に係る視察については、市政との関連性を有するものと認められるから、政務調査費からこれらの視察に係る調査旅費を支給したことについて、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

(ウ) 参加人阿寒クラブが支出した旅費の相当性について検討するに、参加人阿寒クラブは、出張先が釧路市内の場合に1日5000円、市外の場合に1日1万円の計算により定額で車賃を支給しているところ、前記2(1)において説示したとおり、旅費条例の例により計算された定額の車賃又は実費によるのであれば問題は生じない。しかし、これによるよりも高額となるような上記の定額払をすることについて相当性を認めるに足りる証拠がないから、かかる支出は許されないというべきである。そして、本件において、実額を認めるに足りる証拠はないから、旅費条例の例によって相当な車賃を計算すべきである。

前記イ(イ)の視察について、議員らの自宅から訪問地までの路程が明らかでないものの当該路程は、証拠(甲30)及び弁論の全趣旨によれば、阿寒町行政センターから釧路市役所本庁舎までの往復の路程である63

kmを超えるものではないと認められるから、上記車代の支出は、9450円(63km×30円/km×5名)の限度で本件使途基準に適合するが、その余の1万5550円の支出については本件使途基準には適合しない(なお、釧路市においては、職員に対する旅費の支給に関し、出張先が釧路支庁管内にある場合には、1km当たり37円ではなく、1km当たり30円とする取扱いであり、当該取扱いは旅費条例との関係で適法かつ相当であると認められる。)

前記イ(エ)の視察について、議員らの自宅から訪問地までの路程が明らかでないものの当該路程は、証拠(甲30)及び弁論の全趣旨によれば、阿寒町行政センターから中標津町役場までの往復の路程である230kmを超えるものではないと認められるから、上記車代の支出は、3万4040円(230km×37円/km×4名)の限度で本件使途基準に適合するが、その余の4万5960円の支出については本件使途基準には適合しない。

これに反する原告らの主張は採用できない。

もっとも、参加人阿寒クラブは、監査結果に従い、上記1万5550円及び4万5960円を返納している。

エ(ア) その余の車代の支出は、本件使途基準に定める具体的な支出種目のいずれにも該当せず、その他の経費に当たるから、当該支出が本件使途基準に適合するには、「会派等が行う調査研究活動に要する経費」と認められなければならない。

イ) 前記イ(ア)の支出については、儀礼的な行事に出席したものであることがうかがわれるが、その後に施設見学や処理方法に関する講演会に参加していることに鑑みれば、調査研究活動に当たるということができ、政務調査費からこれらの行事への出席に係る調査旅費を支給したことについて、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

(ウ) 前記イ(ウ)の支出については、その内容からみて調査研究活動に当たることが認められ、政務調査費からこれらの行事への出席に係る調査旅費を支給したことについて、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

(エ) 参加人阿寒クラブが支出した車代の相当性についての考え方は、前記ウ(ウ)で検討したとおりである。

前記イ(ア)(ウ)の視察について、議員らの自宅から訪問地までの路程が明らかでないものの当該路程は、証拠(甲30)及び弁論の全趣旨によれば、阿寒町行政センターから釧路市役所本庁舎までの往復の路程である63kmを超えるものではないと認められるから、それぞれ、1名につき、1km当たり30円を乗じた1890円の限度で本件用途基準に適合すると認められる。すなわち、前記イ(ア)の車代の支出については、1890円の限度で本件用途基準に適合するが、その余の3110円の支出は本件用途基準に適合しない。前記イ(ウ)の車代の支出については、7560円の限度で本件用途基準に適合するが、その余の1万2440円の支出は本件用途基準に適合しない。

これに反する原告らの主張は採用できない。

もっとも、参加人阿寒クラブは、監査結果に従い、上記3110円及び1万2440円を返納している。

オ 以上によれば、参加人阿寒クラブの車代の支出について、監査結果において指摘された返納済みの部分のほかに本件用途基準に適合しないものはない。

## 6 まとめ

以上によれば、本件各支出のうち、別紙2本件各支出集計表の「当裁判所の判断」欄記載の金額に係る支出が本件用途基準に適合しない。そして、参加人阿寒クラブ、参加人音別会及び参加人市民連合議員団は、前記前提事実(5)の返納済みの額を控除した残額を釧路市に返還すべきところ、その返還義務の範囲



は以下のとおりである。

参加人阿寒クラブ	55万8800円
参加人音別会	49万0200円
参加人市民連合議員団	53万0400円

#### 第4 結 論

よって、原告らの請求は、被告に対し、参加人阿寒クラブに55万8800円、参加人音別会に49万0200円、参加人市民連合議員団に53万0400円の各支払を請求するよう求める限度で理由があるから、上記の限度でこれらを認容し、その余はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

釧路地方裁判所民事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官中村英晴は、出張中につき署名押印できない。

裁判長裁判官

(別紙1)

1 原告らの負担

原告ら及び参加人音別会にそれぞれ生じた費用の各20分の17, 参加人阿寒クラブ及び参加人市民連合議員団にそれぞれ生じた費用の各20分の16並びに参加人自由新政クラブ及び参加人公明党議員団に生じた費用の全部

2 参加人阿寒クラブ及び参加人市民連合議員団の負担

それぞれ原告らに生じた費用の20分の1及び当該参加人に生じた費用の20分の4

3 参加人音別会

原告らに生じた費用の20分の1及び参加人音別会に生じた費用の20分の3

以上

(別紙2)

## 本件各支出集計表

会派	費目等	金額	監査結果	当裁判所の判断
参加人阿寒クラブ	調査旅費（九州地方及び長野県視察）	126万6350円	—	35万8700円
	調査旅費（中部地方視察）	118万0960円	—	20万0100円
	事務所費（パソコンリース料）	111万9930円	52万6386円	52万6386円
	その他の経費（車代・S&K環境ワクチンセンターしゅん工式典）	5000円	3110円	3110円
	その他の経費（車代・S&K環境ワクチンセンター調査）	2万5000円	1万5550円	1万5550円
	その他の経費（車代・平成18年度釧路地方林活議連定期総会）	2万円	1万2440円	1万2440円
	その他の経費（車代・バーナビー市訪問団歓迎レセプション）	1万円	1万円	返納済み
	その他の経費（車代・釧路・バーナビー市姉妹都市レセプション）	5000円	5000円	返納済み
	その他の経費（車代・那賀町及び釧路市友好都市提携調印式）	1万円	1万円	返納済み
	その他の経費（車代・中標津町下水汚泥たい肥施設等）	8万円	4万5960円	4万5960円
合計	372万2240円	62万8446円	118万7246円	
参加人音別会	調査旅費（九州地方視察）	216万2478円	—	45万8400円
	調査旅費（北関東地方等視察）	73万4260円	—	—
	調査旅費（兵庫県、岡山県及び石川県視察）	84万8950円	—	3万1800円
	合計	374万5688円	0円	49万0200円
参加人自由新政クラブ	その他の経費（携帯電話料金及びガソリン代）	120万円	—	—
	合計	120万円	0円	0円
参加人市民連合議員団	調査旅費（福岡県及び山口県視察）	114万2040円	—	53万0400円
	研究研修費（民主議員ネット北海道・4月）	10万4400円	—	—
	研究研修費（民主議員ネット釧根研修会等・7月）	16万1070円	—	—
	研究研修費（民主道東6市自治体議員研修会）	6万円	6万円	返納済み
	研究研修費（民主議員ネット釧根研修会・10月）	12万4120円	—	—
	研究研修費（社民党北海道連合自治体議員団研修会）	3万4800円	—	—
	研究研修費（民主議員ネット北海道・11月）	17万4000円	17万4000円	返納済み
	その他の経費（携帯電話料金及びガソリン代）	144万円	—	—
合計	324万0430円	23万4000円	76万4400円	
参加人公明党議員団	調査旅費（青森県及び沖縄県視察）	72万5010円	4万3750円	4万3750円
	調査旅費（大阪府及び富山県視察）	50万8660円	—	—
	その他の経費（携帯電話料金及びガソリン代）	120万円	—	—
	合計	243万3670円	4万3750円	4万3750円

※「—」は当該支出が本件用途基準に適合するものである。  
 監査結果と当裁判所の判断の額が一致しているものは既に返納されている。  
 当裁判所の判断の合計額は返納済みの額を合算したものである。

(別紙3)

参加人阿寒クラブ関係

	原告らの主張	被告及び参加人阿寒クラブの主張
九州地方長野県視察	<p>(調査の目的, 方法, 内容等について)</p> <p>下水汚泥たい肥化場等の視察については, 気候の異なる鹿児島での汚泥処理を視察することが有益であるか検討した形跡がない。また, 財団法人北海道科学技術総合センターの研究成果によって, 北海道帯広市のたい肥工場で優秀なたい肥を製造できることが明らかにされている。上記施設の視察は必要性がない。</p> <p>霧島神宮及び陰陽石の視察については, 釧路市政との関連性が明らかでない。</p> <p>熊本の畜産農家等の視察は, 釧路市の畜産業と関連性が少ない。</p> <p>軽井沢町における移住対策については, 伊東前釧路市長がその必要性を認識して施策を講じていたところであり, 市議会議員が視察を行う必要はない。また, 同期間に別の議員も長野県を訪問しており, その点からも必要性がない。軽井沢歴史民俗資料館の視察</p>	<p>下水汚泥たい肥化場等は, 阿寒地域の酪農業におけるふん尿処理が環境問題として大きな問題となっていることから視察した。</p> <p>霧島神宮及び陰陽石は, 阿寒地域が管内最大の観光地であり, 観光産業について見聞を深めることは市政との関連性が深いことから視察した。</p> <p>熊本の畜産農家等の視察は, 阿寒町が阿蘇市(旧阿蘇町)から褐毛和牛を導入して阿寒牛として育成しているところ, 近年食肉市場において黒毛和牛が主流となり, 褐毛和牛生産の振興が課題になっていたことから, 本来の産地である阿蘇市の状況を見聞した。</p> <p>軽井沢町は, 旧阿寒町において本州からの移住を促す構想があったことから視察した。</p>

は観光にすぎない。

いずれの視察先についても、刊行物による調査研究では不足し、現実に見聞する必要があることについての説明はない。また、議員5名が参加しなければならないような内容のものでもない。

(調査活動と支出経費の相当性について)

旅費として支出された金額は117万3350円であるのに対し、実費は73万6700円であり、差額43万6650円の支出は本件用途基準に適合しない。

(調査結果の保存について)

視察に基づいて何らかの報告がされたことはなく、調査結果も保存されていない。

調査旅費の支出は、旅費条例に従っており、適切な処理である。

調査旅費は、市政に資する政策提言をまとめるため、あるいはその前段階の研究のために使われるものであり、直ちに政策提言に結びつく場合もあれば、視察の結果、将来の課題とされることもあるのであって、視察に基づく提言がないからといって調査旅費を支出した視察旅行が観光旅行などと評価されるべきではない。

<p>中部地方視察</p>	<p>(調査の目的, 方法, 内容等について)</p> <p>志賀高原スキー場の視察についても, 釧路市阿寒所在のスキー場とは, 地理的に集客方法に相違があると思われる, 同スキー場を視察すべき理由は不明である。</p> <p>長期滞在事業や移住対策については, 伊東前釧路市長がその必要性を認識して施策を講じていたところであり, 市議会議員が視察を行う必要はない。同期間に別の議員も長野県を訪問しており, その点からも必要性がない。</p> <p>その他個々の視察先が上記調査目的とどのように関連するのかについても説明がない。</p> <p>(調査活動と支出経費の相当性について)</p> <p>旅費支出書の記載は109万096</p>	<p>高山市役所等は, 観光地である阿寒の活性化を図るべく, 観光地のバリアフリー化, 観光案内人制度を見聞するため視察した。</p> <p>飯山市は, 移住対策を目標に掲げていた阿寒地区として, 農協が中心となって移住対策を始めた先進地で移住者住宅を訪ねて感想を聞くことを目的として視察した。</p> <p>志賀高原は, スキー場を抱える観光地である阿寒地区として, 自治体とスキー場運営の関係, 自然環境に配慮した地域の在り方について調査するため視察した。</p> <p>軽井沢は, 旧阿寒町において本州からの移住を促す構想があったことから視察対象とした。</p> <p>いずれも, 釧路市とりわけ阿寒地域の産業振興策を検討する上で重要な拠点を視察し, 関係者と質疑を交わし知見を得た。</p> <p>調査旅費の支出は, 旅費条例に従っ</p>
---------------	---	--

<p>0円であるのに対し、実費は72万9405円であり、36万1555円の差額がある。</p> <p>(調査結果の保存について)</p> <p>視察に基づいて何らかの報告がされたことはなく、調査結果も保存されていない。</p>	<p>しており、適切な処理である。</p> <p>調査旅費は、市政に資する政策提言をまとめるため、あるいはその前段階の研究のために使われるものであり、直ちに政策提言に結びつく場合もあれば、視察の結果、将来の課題とされることもあるのであって、視察に基づく提言がないからといって調査旅費を支出した視察旅行が観光旅行などと評価されるべきではない。</p>
---	--

参加人音別会関係

	原告らの主張	被告及び参加人音別会の主張
九州地方視察	<p>(調査の目的, 方法, 内容等について)</p> <p>介護老人福祉施設の在り方や農業及び林業を中心とした地域振興が釧路市政との関連性を有するとしても, 数ある先進地の中から, 気候も風土も異なる九州を視察する理由が不明である。北海道や東北等の旅費のかからない地域にも視察にふさわしい施設等が存在するはずである。また, 介護老人福祉施設の視察は, 他の視察の対象にもなっており重複している。</p> <p>音別地域の小学校は, 統廃合で児童数120名程度の学校が1校あるのみであり, また, 浜中町にも緑の少年団の活動を行っている小学校が存在するから, 児童数24名のいちき串木野市立川上小学校の視察は不要である。</p> <p>水前寺成趣園の視察, 鹿児島県の視察(フラワーパークかごしま, 知覧特攻平和会館及び焼酎工場)は, 視察目的との関連性がなく観光にすぎない。</p> <p>九州地方視察は, 会派全員の8人が参加しなければならないような内容で</p>	<p>日出町保健福祉センターは, 音別地域において, 特別養護施設のあり方が懸案とされ, 釧路市における高齢者福祉の在り方としても, 単に高齢者のみを収容する施設ではなく, 地域のあらゆる世代を取り込んだ施設が望まれるところ, 子供から高齢者までを対象とした先進的な総合施設として注目を集めていたことから視察した。</p> <p>大分県農業文化センターは, 大分県が農業に力を入れ, 積極的に活動していることから視察した。</p> <p>日田市役所では一村一品運動を含め過疎地の再生について視察した。</p> <p>熊本県環境センターは, 林業が盛んな音別地域において, 森林破壊による環境問題への取り組みの重要性を確認するため, 公害の現実の姿を見聞し環境学習の意義を体感すべく視察した。</p> <p>いちき串木野市立川上小学校は, 茶園や学校林の収益で課外活動資金を確保するという特色ある活動をしている</p>



はない。

参加人音別会の議員は任期1年半で、その後は市議会議員として残れないことがはっきりとわかっていた。にもかかわらず、参加人音別会は、平成18年度政務調査費として交付された金額の98.72%を調査旅費に支出しており、その必要性等を厳しく検討しなければならない。

(調査活動と支出経費の相当性について)

旅費支出書記載の金額は196万8720円、実費は142万8920円であり、53万9800円の差額がある。航空運賃や宿泊費の領収証が添付されていない。マイクロバス(ジャンボタクシー)代は4日間借り切ったことになっているが、そのうち1日はJRで移動したことになっており、同日分のマイクロバス代の政務調査費からの支出は認められない。

視察記録用インクジェット・フォト

ことから視察した。

知覧特攻平和会館については、釧路市が平和都市宣言を行っていること、鹿児島焼酎工場については、阿寒に隣接する白糠が全国的に有名なしそ焼酎「譚高譚」を作り出しており、阿寒地域においてもジャガイモ、トウモロコシを原料とする焼酎の製造、販売等の可能性を検討するに当たって実態を知る必要があったことから、いずれも必要な地域を視察したものである。

調査旅費の支出は、旅費条例に従っており、適切な処理である。

	<p>用紙代，プリント代は，個人的に写真をプリントアウトして保管しておくためのもので必要性がない。100枚もの用紙を購入する必要はない。</p> <p>(調査結果の保存について)</p> <p>作成された報告書は，施設の紹介やごく簡単な感想にとどまっている。</p>	
<p>北 関 東 地 方 等 視 察</p>	<p>(調査の目的，方法，内容等について)</p> <p>調査目的は，北関東の農作物の生産・販売方法と釧路地区産品の栃木県への販路開拓の可能性の調査，「ジョイント先の掘り起こし」とされているが，首都圏の台所である栃木県を視察しても，最果ての地である釧路の市政に有効であるとは思われない。いかなる理由で栃木県が調査目的に沿った視察先であるか不明であり，釧路市政との関連性が希薄である。</p> <p>また，上記視察は，4人が参加しなければならぬような内容ではない。</p> <p>(調査活動と支出経費の相当性について)</p> <p>宿泊費について領収証が添付されていない。</p> <p>(調査結果の保存について)</p>	<p>音別の基幹産業である農業を活性化させるため，北関東における農産物の生産・販売方法を調査することとし，JAなすの，スーパーマーケット，IT企業，食品加工会社及び畜産酪農会社などを視察した。</p> <p>併せて，音別において道の駅の設置が課題となっていたため，道の駅における農作物の販売の実態を視察した。</p> <p>調査旅費の支出は，旅費条例に従っており，適切な処理である。</p>

	<p>11月3日の東京都における市場調査については報告書に記載がない。視察結果に基づく釧路の生産者との意見交換、指導等が行われていない。</p>	
<p>兵庫 岡山 石川 視察</p>	<p>(調査の目的、方法、内容等について)</p> <p>釧路市の街並み保存が議論された釧路川周辺の倉庫群は既に取り壊されており、たつの市の町並みが釧路市政に関連性をもった施策につながると思われないし、単に、全国各地にある町並みを散策することが釧路市政のためのもとは考えられない。</p> <p>姫路市は釧路市と人口規模が大きく異なるし、岡山市三丁目劇場を失敗作として視察することには何ら意味はない。金沢21世紀美術館や加賀市の中谷宇吉郎雪の科学館は釧路市政と関連がない。</p> <p>金沢市教育プラザ富樫や日田市の施設など同様の視察目的で複数の施設を視察することは政務調査費の無駄遣いであって許されない。</p> <p>事前調査の内容が不明であるし、上記視察旅行は、4名が参加しなければならないような内容ではない。</p>	<p>姫路市すこやかセンターは、子供から高齢者まで世代を超えて利用する施設として注目されており、音別地域の特別養護老人ホームの問題と市街地活性化の施策を検討するために視察した。また、同施設は、駅周辺に立地しており、再開発事業を考える上でも参考とすべき施設であった。</p> <p>たつの市の歴史的建造物活用支援事業、岡山市の三丁目劇場は、市街地の活性化事業についてその現状を見聞し、今後の釧路市政における提言を行うための知見を得るために視察した。</p> <p>金沢市教育プラザ富樫は、教育と福祉が連携して子育てを行う施設として全国的に珍しい施設であることから、視察した。</p> <p>視察内容も、単なる見学にとどまらず、説明、質疑、意見交換が行われ、調査活動としての内容を持ったもので</p>

<p>(調査活動と支出経費の相当性について)</p> <p>旅費支出書記載の金額は78万0960円、実費は68万2720円であり、9万8240円の差額がある。</p> <p>(調査結果の保存について)</p> <p>報告書はパンフレットの文言を引用したものにすぎない。</p>	<p>ある。</p> <p>調査旅費の支出は、旅費条例に従っており、適切な処理である。</p> <p>視察後は報告書も作成され、会派の一員は音別地域での「こども園」の提案を行うなどしており、視察を踏まえた活動が行われている。</p>
--	--

参加人市民連合議員団関係

	原告らの主張	被告及び参加人市民連合議員団の主張
福岡県・山口県視察	<p>(調査の目的, 方法, 内容等について)</p> <p>調査目的は, 先進地視察とされているが, 釧路市において図書館の改築や文学館の新築は予定されておらず, 鉄道高架についてもその必要性が認められないから, 市政との関連性を欠いている。また, 男女共同参画事業については, 同様の取り組みをしている自治体が多数ある中で, 九州にある都市を視察する理由の説明はないし, 先進的な施策を行っている江別市を差し置いて北九州市を選定する理由がない。</p> <p>調査方法は, 単に視察先を訪問し意見を聴く程度のもので, 福岡市こども総合センターについては聴き取り調査も行えておらず, 調査方法の相当性を欠く。視察には, 会派全員の6名が参加しているが, その必要性はない。</p>	<p>老朽化した市立図書館の建替えや釧路駅前の鉄道高架化事業による駅前地域の活性化は釧路市が取り組むべき課題である。また, 参加人市民連合議員団は, 男女共同参画推進条例の制定を目指して活動していた。これらの課題についての先進地として, 福岡市総合図書館, 福岡市こども総合センター, 鉄道高架化事業を視察しており, 調査目的は市政と関連している。</p> <p>現地を視察することで文献調査では十分に得られない知見等を得ることができるし, 全員で視察することで異なる視点から検討を行うことができるから, 調査方法が不当とは思われない。福岡市こども総合センターについてはデリケートな相談業務が予定されており, 対応が難しいとのことであったが, 迷惑を掛けない範囲での見学について了解を得た上で, 同日同施設を訪問したものの, 対応はできないとのことであったため, 別の機会に同施設を視察</p>

<p>(調査活動と支出経費の相当性について)</p> <p>旅費の実費は51万6120円であり、旅費条例の例により計算された金額を支出するのは不当である。</p> <p>(調査結果の保存について)</p> <p>この視察について、報告書は残されていない。</p>	<p>することとしたものである。</p>
---	----------------------

参加人公明党議員団関係

	原告らの主張	被告及び参加人公明党議員団の主張
青森県・沖縄県視察	<p>(調査の目的, 方法, 内容等について)</p> <p>視察の目的は, コンパクトシティーの取組み, 公立大学大学院の設置及び観光振興であるとされているが, これらが市政とどのような関連を有するのか明らかでない。すなわち, 公立大学大学院の設置に関しては, 釧路公立大学における長年の検討の結果, 不可能という結論が出ていたし, コンパクトシティーの取組みに関していえば青森市は地形的な条件が異なり, 視察先として適当でない。また, カヌチャベイリゾートその他沖縄県の観光地を体験することと釧路市の観光とがどのように関連するのか不明である。</p> <p>視察の方法は, 青森県における調査時間がわずか1時間30分, 沖縄県における調査もホテルでの短時間の面談を除いて観光地を貸切りタクシーで回っただけで, 妥当性に疑問がある。また, 会派全員の5名が参加する必要もない。実態は観光旅行というべきである。</p>	<p>青森公立大学は, 学生確保のために釧路公立大学に大学院の設置を検討していたことから, 大学院を設置していた青森公立大学の現状と課題を調査するため視察した。</p> <p>青森市は, 中心市街地の活性化に関する法律8条1項に基づいて, 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針が閣議決定され, 釧路市においても基本計画骨子を取りまとめるころであったことから, コンパクトシティーの取り組みをしている同市を視察した。</p> <p>沖縄は, 観光振興が釧路市政において重要課題であり, 沖縄観光フォーラムに講師として招かれたカヌチャベイリゾートの社長から, 実際にカヌチャベイリゾートの現場を見てほしいと言われたことをきっかけに, 観光先進地として視察の対象とした。</p>

	<p>(調査活動と支出経費の相当性について)</p> <p>領収書も保管されておらず，支出額も不当である。</p> <p>(調査結果の保存について)</p> <p>調査結果や報告書は残されていない。</p>	
<p>大 阪 府 ・ 富 山 県 視 察</p>	<p>(調査の目的，方法，内容等について)</p> <p>路面電車による交通政策が釧路市において有効な政策となるのか検討されておらず，現実性のない路面電車の視察であって，釧路市政との関連性が無い。</p> <p>仁徳陵古墳，茶室の視察は市役所の職員に案内されたというにすぎず，単なる見学にとどまることは明らかである。</p> <p>また，上記視察旅行は，会派全員の5人が参加しなければならないような内容のものではない。</p>	<p>堺市は，路面電車の運営においてコストダウンを図っており，堺市のトランスロール（ゴムタイヤ式LRT）が掲げる排ガスゼロ，高度なバリアフリー，中心市街地からのにぎわい創出等は釧路市の公共交通施策上も重要な課題であったことから，堺市を視察の対象とした。</p> <p>また，富山市は，近代的な路面電車の先進地であり，高齢者から運転免許の返上を受け，路面電車の乗車券を交付するなど様々な取組をしており，富山ライトレール株式会社が運営するLRTは，公共交通として究極のバリアフリーを実現し，安全性を確保し，ICカードシステムを搭載，二酸化炭素排出量を自家用車の6分の1に抑制し</p>



	<p>(調査結果の保存について)</p> <p>視察に基づいて釧路市議会において提案したなどの事実もなく、報告書が残されていない。</p>	<p>たなど先進事例として申し分ないモデルを実現していたことから視察の対象とした。</p> <p>視察の結果、釧路市議会でこれに関する質問がされ、国土交通省の補助事業である水陸両用車のテスト運行の釧路誘致を実現したのであり、釧路市政に調査研究の結果が生かされている。</p>
--	---	---

これは正本である。

平成23年3月8日

釧路地方裁判所民事部

裁判所書記官

